

株 主 各 位

東京都目黒区東山一丁目5番4号

株式会社リミックスポイント

代表取締役会長兼社長 國重 惇史

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の平成28年熊本地震により被災されました皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂二丁目6番17号 渋谷シネタワー11階
A P 渋谷道玄坂 G、H、I ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第13期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金処分の件
第 2 号 議 案 定款の一部変更の件
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

-
- ◎ お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.remixpoint.co.jp/>）に掲載し、周知させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき1円 総額37,710,500円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社及び子会社の事業の現況に即し事業内容の明確化を図り、かつ、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業目的につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会の議事録に関する規定を新設するものであります。
- (3) その他、規定新設に伴う条数の繰り下げ、字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1条<条文省略> (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>コンピュータソフトウェアの企画、設計、開発、仕入、販売、販売代行並びに輸出入</u> 2. <u>コンピュータシステムの企画、設計、開発、仕入、販売、販売代行並びに輸出入</u> 3. <u>コンピュータ及びその周辺装置、端末機器の企画、設計、製造、仕入、販売、販売代行並びに輸出入</u> 4. <u>インターネット等のネットワークを利用した各種サービス及び商品売買システムの企画、設計、開発、運用並びにその請負</u> 5. <u>情報処理サービス及び情報提供サービスに関する業務</u> 6. <u>デジタルコンテンツの企画、製作、配信、販売並びに輸出入</u> 7. <u>広告、宣伝に関する企画及び製作</u> 8. <u>経営コンサルタント業</u> 9. <u>著作権、著作隣接権、肖像権、商標権、意匠権等の知的所有権の取得、管理、使用許諾及び譲渡</u> 10. <u>音声ソフトウェア及び映像ソフトウェアの企画、製作、取得、管理、使用許諾、譲渡及び販売</u> 11. <u>電子機械装置の研究開発、設計、製造、仕入及び販売</u> 12. <u>微細加工技術を用いたセンサーの研究開発、設計、製造、仕入及び販売</u> 13. <u>労働者派遣事業</u> 14. <u>他の会社又は外国会社の株式、持分、又はこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理</u>	第1条<現行どおり> (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>IT (情報技術) システムの企画、設計、開発、構築、販売、賃貸、保守、管理及びコンサルティング並びに輸出入</u> 2. <u>コンテンツの企画、開発、製作、販売及びコンサルティング</u> 3. <u>情報処理サービス業及び情報提供サービス業</u> 4. <u>電気通信事業</u> 5. <u>通信システムによる情報・画像・映像・楽曲の収集、配信、処理及び販売</u> 6. <u>音声・映像のソフトウェアの企画、制作、販売、賃貸並びに輸出入</u> 7. <u>インターネットサイトの運営及び管理</u> 8. <u>電気通信設備、コンピュータ、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、設計、開発、製造、販売、賃貸、保守、管理並びに輸出入</u> 9. <u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商品化権及び技術的知識（ノウハウ）等の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介</u> 10. <u>キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を付したものの企画、開発並びにタレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手、文化人等のマネジメント、肖像権管理</u> 11. <u>インターネット等の通信ネットワークにおける暗号技術を用いた当事者の登録・認証及び通信情報の認証に関わる業務</u> 12. <u>コールセンター及びデータセンターの企画、代行、運営、管理及びコンサルティング</u> 13. <現行どおり> 14. <u>省エネルギー対策、新エネルギーに関するリサーチ及びコンサルティング</u>

現 行 定 款	変 更 案
15. <u>当該会社等に対する、助言その他の経営指導</u>	15. <u>省エネルギー対策その他エネルギー管理に係るシステム・機器・設備の企画、開発、製造、販売、設置、施工、管理、保守並びに輸出入</u>
16. <u>各種企業に対する投資</u>	16. <u>発電事業、並びに電力売買等、電気、熱等のエネルギー供給の取引に関する事業</u>
17. <u>他の会社又は外国会社が行う事業における調査、企画、研修、コンサルティング及び業務支援サービス</u>	17. <u>電力・石油・ガス・排出権等のエネルギー関連商品の売買、デリバティブ取引、並びにその仲介</u>
18. <u>コールセンター及びデータセンターの企画、代行、運営</u>	18. <u>電力需給管理及びこれに附随する業務の請負、代行及びコンサルティング</u>
19. <u>電気・ガス・油・水等の省エネルギーコンサルティング業</u>	19. <u>太陽光、水力、風力、バイオマス、火力、地熱等を利用した発電事業に対する投資及び管理運営</u>
20. <u>電気・ガス・油・水等の省エネルギーに係る機器及び製品の企画、開発、製造、販売及び輸出入</u>	20. <u>自動車及び自動車部品の買取、販売、仲介、輸出入</u>
21. <u>発電事業及び電力売買事業</u>	21. <u>建築・土木工事の設計、施工、請負、監理及びコンサルティング</u>
22. <u>電力・石油・ガス・水道・化学品・排出権等のエネルギー商品の購入・調達代行・販売</u>	22. <u>建築資材、塗料、木材、金物、工具、住宅設備機器の販売及び輸出入</u>
23. <u>太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、火力発電などに対する投資及び運営</u>	23. <u>ホテル、旅館その他宿泊施設の経営、運営、管理及び経営指導</u>
24. <u>自動車及び自動車部品の買取、販売、仲介、輸出入</u>	24. <u>飲食業、食品販売業並びに酒類販売業</u>
<新設>	25. <u>化粧品、美容用品、医薬部外品、健康食品、日用品雑貨、衣料品、服飾雑貨等の企画、開発、販売、製造、販売及び輸出入並びに通信販売</u>
<新設>	26. <u>旅行業法に基づく宣伝広告及び旅行代理業</u>
<新設>	27. <u>倉庫業</u>
<新設>	28. <u>介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業</u>
<新設>	29. <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業</u>
<新設>	30. <u>給食及び給食管理事業</u>
<新設>	31. <u>健康管理及び健康増進に関する情報提供及びコンサルティング</u>
<新設>	32. <u>スポーツ施設、フィットネスクラブの経営、運営、管理及び指導</u>
<新設>	33. <u>レジャー施設の経営、運営管理</u>

現 行 定 款	変 更 案
<新設>	34. <u>スポーツ施設、フィットネスクラブ、レジャー施設等のレジャーサービス業のライセンスシステムの運営並びに開業支援</u>
<新設>	35. <u>金銭の貸借の媒介及び保証、金融商品取引業、銀行代理業その他金融業</u>
<新設>	36. <u>各種金融商品の企画、開発、販売</u>
<新設>	37. <u>集金代行業及び支払代行業並びに計算事務代行業</u>
<新設>	38. <u>電子マネーその他の電子的価値情報（物品、情報又はサービス等の購入、利用若しくは交換に用いることができるもの）及び資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行・販売・管理、電子決済システムの提供並びに資金移動業に関する一切の業務</u>
<新設>	39. <u>広告・宣伝の情報媒体の販売、広告・宣伝に関する企画、制作及び広告代理店業</u>
<新設>	40. <u>他の会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式、持分又はこれらに相当するものを取得・保有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理、並びに当該会社等に対する助言その他の経営指導</u>
<新設>	41. <u>不動産の売買、賃貸、仲介、保守、管理、鑑定及びこれらに関するコンサルティング、並びに不動産投資に関するマネジメント及びコンサルティング</u>
<新設>	42. <u>不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託への出資及び出資持分の売買、信託受益権の売買・売買の媒介・売買の代理・私募の取扱い、並びに不動産特定共同事業</u>
<新設>	43. <u>経営コンサルタント業</u>
<新設>	44. <u>ビジネスモデル構築のプロデュース及びコンサルタント</u>
<新設>	45. <u>各種マーケティング業務、販売促進活動に関するコンサルティング並びに顧客管理等の代行業務</u>
<新設>	46. <u>経営上必要と認める事業への投資</u>
<新設>	47. <u>企業の合併、提携、組織再編、営業権・有価証券の売買に関するコンサルティング、仲介、斡旋</u>
<新設>	48. <u>各種イベントの企画、制作、運営、興行及び請負</u>
<新設>	49. <u>損害保険代理業</u>
25. <u>その他適法な商業</u>	50. <u>その他適法な一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
26. 前各号に付帯関連する一切の事業	51. 前各号に付帯関連する一切の事業
第3条～第21条<条文省略>	第3条～第21条<現行どおり>
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集手続)
第22条 <条文省略>	第22条 <現行どおり>
第23条～第25条<条文省略>	第23条～第25条<現行どおり>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第26条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。
② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。	② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	③ 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第27条～第31条<条文省略>	第27条～第31条<現行どおり>
(監査等委員会の招集通知)	(監査等委員会の招集手続)
第32条 <条文省略>	第32条 <現行どおり>
<新設>	(監査等委員会の議事録)
第33条～第38条 <条文省略>	第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。
(剰余金の配当等の決定機関)	第34条～第39条 <条文どおり>
第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。	(剰余金の配当その他の決定機関)
第40条～第41条 <条文省略>	第40条 当社は、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
	第41条～第42条 <現行どおり>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきまし

ては、取締役３名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
1	くにしげ あつし 國重 惇史 (昭和20年12月23日生)	昭和43年4月株式会社住友銀行（現 株式会社三井 住友銀行）入行 平成6年6月株式会社住友銀行 取締役 平成9年6月住友キャピタル証券株式会社 代表取 締役副社長 平成11年3月ディーエルジェイディレクト・エスエ フジー証券株式会社（現 楽天証券株 式会社）代表取締役社長 平成16年3月楽天株式会社 常務執行役員 平成17年9月楽天株式会社 代表取締役副社長執行 役員 平成20年9月イーバンク 銀行株式会社（現 楽天銀 行株式会社）代表取締役社長 平成26年1月楽天株式会社 取締役副会長執行役員 平成27年6月当社 代表取締役会長 平成27年10月当社 代表取締役会長兼社長（現任） 平成28年3月 株式会社ビットポイント 代表取締役 社長（現任）	一株
2	おだ げんき 小田 玄紀 (昭和55年9月6日生)	平成14年8月有限会社ソーシャルベンチャーキャピ タルアソシエーション 代表取締役 (現任) 平成16年4月フードディスカバリー株式会社 取締 役経営戦略室室長 平成16年10月エファグリシステムズ株式会社 取締役 平成17年3月株式会社徳大寺自動車文化研究所 執 行役員CFO 平成18年8月株式会社アイメックス 代表取締役 平成18年12月株式会社TDJ 取締役経営戦略室室長 平成19年4月STC株式会社 取締役経営戦略本部本部長 平成23年1月一般社団法人アショカジャパンアショ カ・アライアンス・パートナー 平成24年6月当社 取締役 平成25年10月文部科学省 民間パートナー 平成27年6月当社 取締役副社長（現任） 平成28年3月株式会社ビットポイント 代表取締役 副社長（現任）	一株
3	たかの たみじ 高野 民治 (昭和20年12月7日生)	昭和60年2月株式会社朝日工業社 入社 平成16年6月同社 取締役 平成21年6月同社 専務取締役営業本部長 平成23年6月同社（常勤）相談役 平成24年4月同社（非常勤）相談役 平成24年5月株式会社セキド 監査役 平成25年5月同社 取締役 平成26年6月当社 監査役 平成27年6月当社 取締役（現任）	一株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀による経済金融政策などの効果により企業業績や雇用情勢の改善がみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、年明け以降の株価の不安定な動き、新興国や資源国における景気減速などから、世界経済の先行きには下振れリスクと不透明感が根強く継続しています。

国内エネルギー関連事業においては、電力・ガスを中心とする市場が大きな変革期に入っています。平成28年4月からの電力小売全面自由化を見据え、異業種からの電力供給事業への新規参入表明や業務提携発表が相次ぎました。また、平成29年4月の都市ガスの小売全面自由化も控え、エネルギー市場における競争は一層加速化される様相を呈しています。

また、規制・支援措置を両輪とする政府による省エネルギー政策の推進により、産業・業務・家庭・運輸の各部門において省エネ対策が着実に取り組まれています。

このような情勢のもと、当社は、エネルギー関連事業において、電力小売全面自由化に向けての準備・対応を鋭意実施し、平成28年2月から東京電力管内で、平成28年3月から中部電力管内で主に高圧需要家を対象に電力小売供給を開始しました。また、省エネ対策に関するコンサルティングサービス、機器設備等のさらなる拡販に努めました。他方で、平成27年11月、日本ロジテック協同組合との電力売買における業務提携を解消した結果、第3四半期以降の電力売買売上高は減少しました。自動車関連事業においては、事業者間の中古車売買事業の取引拡大に引き続き注力しました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高6,337百万円（前期比60.5%増）、営業利益345百万円（同63.5%増）、経常利益332百万円（同63.8%増）、当期純利益295百万円（同30.0%増）となり、2期連続で増収増益となりました。

なお、平成28年3月3日に子会社として仮想通貨の交換所・取引所運営等FinTech（フィンテック）関連事業を主な目的とする株式会社ビットポイントを設立しましたが、現時点において、事業開始の準備段階にあります。

当事業年度におけるセグメントの業績は次のとおりです。

当社の報告セグメントは、業績の評価、事業戦略の構築、経営資源の配分等を行ううえで重要性の高い区分を基に決定しており、「エネルギー関連事業」、「自動

車関連事業」の２つで構成されています。なお、当事業年度末において当社には連結対象となる子会社等がありませんので、これらの事業はすべて当社が直接行っています。

（エネルギー関連事業）

エネルギー関連事業として、主に事業者に対して、エネルギー管理システム「ENeSYS」の開発・販売、省エネルギー化支援コンサルティング、省エネルギー関連機器設備の販売、電力売買等を行っております。

当事業年度においては、「エネルギー使用合理化等事業者支援補助金」に係る「エネマネ事業者」として前事業年度に引き続き採択され、エネルギーコスト削減および補助金交付決定を顧客にもたらす質の高いコンサルティングサービスを実施しました。また、エネルギーコストの低減を効率的に図るトータルソリューションの提供を強化することで、省エネルギー化支援コンサルティングおよび省エネルギー関連機器設備の販売が堅調に推移しました。なお、エネルギー使用における有機的なサービスを提供することを目的に、平成28年１月に電気工事業、管工事業等に関する建設業の許可を取得しました。

また、前事業年度第３四半期から開始した電力売買事業については、第２四半期までは大口顧客の需要が伸長した結果当社の業績は期初計画値を大きく上回りました。平成27年12月に小売電気事業者として事前登録を完了し、平成28年２月から東京電力、平成28年３月から中部電力の管内において主に高圧需要家を対象として電力小売供給を開始しました。他方で、平成27年11月に日本ロジテック協同組合との業務提携を発展的に解消したため、下半期には電力売買事業における売上高が減少しました。また、平成27年７月に大口顧客との取引における電力仕入代金の決済方法が変更されたことに伴い、当該変更後の当該顧客に係る売上計上額を総額表示から純額表示に変更しております。

その結果、売上高3,360百万円(前期比5.9%増)、セグメント利益(営業利益)465百万円(同55.0%増)となりました。

なお、電力売買事業は、取引先の開拓が順調に進まない場合などには、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

（自動車関連事業）

自動車関連事業として、主に事業者に対して、中古車査定システム「IES」の開発・販売、中古車売買に関するコンサルティング、中古車売買等を行っております。

当事業年度においては、前事業年度第３四半期から開始した中古車売買事業について、仕入先・販売先の新規開拓に加え既存取引先との取引拡大に努めた結果、全体的に業績は堅調に推移しました。

その結果、売上高2,976百万円(前期比284.8%増)、セグメント利益(営業利益)73百万円(同125.6%増)となりました。

2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施しました設備投資の総額は9百万円であり、主なものは次のとおりであります。

車両運搬具 5百万円

リース資産 3百万円

3. 資金調達の状況

当事業年度において、当社の運転資金として、金融機関から短期借入金として80百万円の資金調達を行いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社は、変化の激しい経営環境の中で中長期的な経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような項目につき重点課題として取り組み、成長性を高め企業価値の向上に努めてまいります。

(1) 新しい販路及び取引先の拡大

当社は、現状、特にエネルギー関連事業における電力売買、自動車関連事業における中古車売買については、特定の主要顧客に依存する傾向にあります。したがって、当該顧客の取引方針・関係の変化、契約状況の如何等によっては当社の事業、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があるため、新市場への展開、新規取引の拡大等により売上の確保を図る必要があります。

収益基盤の安定化および事業規模の拡大を図るためにも、既存顧客との取引拡大を図りつつ、新規顧客を開拓し獲得することが重要な経営課題と考えております。そのため、既存顧客・販売パートナーとの関係強化に加え、製商品・サービスの品質向上、新規の製商品・サービス・事業の開発、戦略的パートナーシップの構築と販売チャネルの拡大等、収益機会の拡大に向けた施策を着実

に実施してまいります。

(2) 経営環境の変化への機動的な対応、これによる事業機会および収益の追求

将来にわたる持続的な成長を実現するために、事業規模および収益の拡大を戦略的に推進する必要があります。当社は、市場のニーズやウォンツを的確にとらえ社会・時代の変化に機動的に対応し、既存事業の強化、派生ビジネスへの取り組み、新しい発想・視点による新規の事業機会の創出をたえず行うことにより、事業ポートフォリオを定期的に見直し、収益力および効率性の向上を推進し、長期的な成長基盤の確立を図ってまいります。また、事業のスタートアップや成長を加速するために、他の企業グループとの連携や戦略的な投資を推進してまいります。

(3) 電力売買事業における課題

当社の電力売買事業に関する環境は、エネルギー市場の自由化の流れの中、特に平成28年4月からの電力小売全面自由化後の新規参入による競争激化等があり、厳しさを増しております。当社は、この事業環境の変化を好機として、効率的な営業活動の展開、需給バランスの管理の強化等の推進により事業効率を高めるとともに、省エネ推進その他顧客のニーズに応えるべくサービス品質の向上を行い、持続的に発展するための事業基盤の強化を図ってまいります。また、天候、燃料費の変動、原子力発電所の動静、電力政策・法規制の変化等の、電力の調達価格に影響を与えるような事象に対して適時適切な対応を実施できるよう、情報収集、調達電源の多様化、リスク管理等、体制の構築・維持を行ってまいります。また、電気事業法および関連法規制、取引法規制を遵守すべく、法規制改正等の早期の情報収集に努め、約款類の整備、事業実施体制の拡充を行い、適正な運用を図ってまいります。

(4) 内部管理体制の拡充ならびにコンプライアンスおよびリスクマネジメントの強化

当社は、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値向上を図るために、コンプライアンスの徹底およびリスクマネジメントに対する積極的な取り組みを行うことが必要であると考えております。継続的に社内の啓蒙活動、教育研修を実施し、一人ひとりが高い倫理観を醸成し、良識と責任のある行動をとることのできる企業風土を形成してまいります。

また、ベンチャー企業としての俊敏性・弾力性を兼ね備えた効率的な組織体制の構築・運用を実施するとともに、企業のさらなる成長を支える基盤として、内部統制システムの整備・充実に積極的に推進し、内部管理体制の拡充・強化を図ってまいります。

(5) 優秀な人財の確保・育成

当社は、これまで経営合理化に取り組み、必要最低限の人員で運営しておりました。

今後の成長を図るべく中長期的な経営戦略の遂行および対処すべき課題への取組みに際しては、変化に対応し社会的な価値を創出することのできる優秀な人財の確保・育成が必須であると考えております。意欲のある人財を確保するとともに、持続的な成長を支える人財を育成すべく一人ひとりが最大限の力を発揮することのできる環境を整備・維持してまいります。

9. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第10期 (平成25年 3 月)	第11期 (平成26年 3 月)	第12期 (平成27年 3 月)	第13期 (平成28年 3 月) (当事業年度)
売 上 高	263,864千円	131,131千円	3,948,343千円	6,337,180千円
経 常 利 益 (△ 損 失)	3,947千円	△155,155千円	203,168千円	332,727千円
当期純利益 (△ 損失)	1,592千円	△150,855千円	227,491千円	295,649千円
1株当たり当期純利益 (△損失)	0円07銭	△5円88銭	6円78銭	7円84銭
総 資 産	191,640千円	314,902千円	1,067,626千円	1,599,483千円
純 資 産	63,841千円	181,498千円	878,483千円	1,158,732千円
1株当たり純資産額	2円66銭	5円87銭	23円33銭	30円64銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 当社は、平成25年10月1日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年8月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益 (△損失) 及び1株当たり純資産額を算定しております。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

(平成28年 3月31日現在)

事業	事業内容
エネルギー関連事業	エネルギー管理システム「ENeSYS」の開発及び販売、省エネルギー化支援コンサルティング及び省エネルギー関連設備の販売、ならびに電力の売買等
自動車関連事業	中古車査定システム「IES」の開発及び販売、中古車の売買に関するコンサルティング、ならびに中古車の売買等

12. 主要な事業所

(平成28年 3月31日現在)

名称	所在地
本社	東京都目黒区東山一丁目5番4号
名古屋営業所	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番26号
石川営業所	石川県野々市市本町五丁目11番17号

13. 使用人の状況

(平成28年 3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
69名	23名増	38.7歳	1年 4ヶ月

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
エネルギー関連事業	55名	16名増
自動車関連事業	6名	4名増
全社（共通）	8名	3名増
合計	69名	23名増

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員はおりません。
3. 使用人兼務役員は含まれておりません。
4. 「全社（共通）」として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

14. 主要な借入先

(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
オリックス銀行株式会社	50,000千円
株式会社静岡銀行	50,000千円
株式会社東日本銀行	30,000千円
株式会社日本政策金融公庫	16,440千円

15. その他会社の現況に関する重要な事項

(重要な契約の解除)

契約の相手先 日本ロジテック協同組合

契約解除の時期 平成27年11月20日

契約の概要 [業務提携契約]

①当社が日本ロジテック協同組合の電力共同購買事業における組合員の募集に協力すること。

②当社が日本ロジテック協同組合の紹介により日本ロジテック協同組合の組合員に対して省電力コンサルティングを実施すること。

③相互の事業の発展のための技術交流及び人材交流を行うこと。

[電力売買に関する契約]

・当社が日本ロジテック協同組合のために電力を調達し売買すること。

II. 会社の株式に関する事項

(平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 150,000,000株

2. 発行済株式の総数 37,770,500株 (自己株式60,000株含む)

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は10,000株増加しております。

2. 株式分割により、発行済株式の総数は30,216,400株増加しております。

3. 株主数 5,944名

4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
SUNNY IDEA INTERNATIONAL LIMITED	7,655,000	20.29
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700702	3,476,800	9.21
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	2,250,000	5.96
日本証券金融株式会社	1,293,500	3.43
株式会社MAYA INVESTMENT	1,115,000	2.95
ACAJ株式会社	837,700	2.22
株式会社SBI証券	590,500	1.56
吉川 登	300,000	0.79
マネックス証券株式会社	287,106	0.76
松井証券株式会社	224,700	0.59

（注） 持株比率は、自己株式60,000株を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 （平成28年3月31日現在）

第7回新株予約権（平成27年7月30日発行）

- ・新株予約権の数 1,800株
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 900,000株（新株予約権1個につき500株）
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 468円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月1日から平成32年6月30日まで
- ・新株予約権の行使条件

①本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき平成28年6月に提出する平成28年3月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額（以下「目標指標」という。）が、416百万円（以下「目標営業利益」という。）を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。その他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標営業利益の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。

- ②本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役、従業員または業務委託者その他これに準ずる地位（以下「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ③上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- ア. 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
- イ. 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
- ウ. 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
- エ. 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号または第3号に規定する利益相反取引を行った場合
- オ. 本新株予約権者が当社の業務委託者である場合において、業務委託契約の不履行を行った場合
- カ. 禁錮以上の刑に処せられた場合
- キ. 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況 （平成28年3月31日現在）

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員である者及び社外役員を除く)	第7回新株予約権	800個	400,000株	1名

2. 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況と同日でございます。

上記新株予約権のうち当社使用人への交付状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
当社使用人	第7回新株予約権	968個	484,000株	28名

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

第7回新株予約権を業務委託者に割当しております。

上記新株予約権のうち業務委託者への交付状況

	名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	交付者数
業務委託者	第7回新株予約権	32個	16,000株	4名

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	國 重 惇 史	最高経営責任者 株式会社ビットポイント 代表取締役社長
取締役副社長	小 田 玄 紀	株式会社ビットポイント 代表取締役副社長
取締 役	高 野 民 治	
取 締 役 (監査等委員)	市 橋 保 男	JPウェルネス株式会社 代表取締役
取 締 役 (監査等委員)	花 岡 裕 之	ブリバント少額短期保険株式会社 代表取締役 中央債権回収株式会社 監査役 花岡行政書士事務所 代表
取 締 役 (監査等委員)	安 田 博 延	青陵法律事務所 パートナー弁護士 アステラス製薬株式会社 取締役
取 締 役 (監査等委員)	江 田 健 二	RAUL株式会社 代表取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人エコマート運営委員会 委員 デナジー株式会社 取締役

- (注) 1. 当社は、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 高野民治、市橋保男、花岡裕之、安田博延、江田健二の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は業務部門、事業拠点、役職員等のいずれの数も少ないうえ、内部統制監査部門による内部監査結果が監査等委員会において、取締役の業務執行の状況が取締役会において、毎月1回以上報告されているほか、内部通報制度やリスク・コンプライアンス委員会等を通じて情報収集が容易である等、当社の内部統制システムを通じ十分な監査業務を遂行できる環境が整備されているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員である取締役 花岡裕之氏は、長年財務省に勤務しており、行政面における豊富な専門知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役 花岡裕之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、取締役 畑久恵氏は任期満了により退任しました。
- ②平成27年10月1日付で代表取締役社長 高田真吾氏は辞任により退任しました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限定額は法令で規定する最低責任限度額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （ 3名）	20,400千円 （ 2,700千円）
取締役（監査等委員） （全て社外取締役）	4名	9,000千円
監査役（全て社外監査役）	3名	2,400千円
合 計	13名	31,800千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額は、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会において、報酬額は年額300百万円以内（内、社外取締役分は100百万円以内）（ただし、いずれも使用人分給与は含まれない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬等の限度額は、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会において、報酬額は年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬等の限度額は、平成18年6月28日開催の第3期定時株主総会において、報酬額は年額30,000千円以内、賞与は年額5,000千円以内と決議いただいております。
5. 小田玄紀氏は、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会終結の時まで社外取締役であったため、同氏の社外取締役であった期間の報酬等の額については、社外取締役に含めております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
取締役 （監査等委員）	市 橋 保 男	JPウェルネス株式会社 代表取締役
取締役 （監査等委員）	花 岡 裕 之	ブリバント少額短期保険株式会社 代表取締役 中央債権回収株式会社 監査役 花岡行政書士事務所 代表
取締役 （監査等委員）	安 田 博 延	青陵法律事務所 パートナー弁護士 アステラス製薬株式会社 取締役
取締役 （監査等委員）	江 田 健 二	RAUL株式会社 代表取締役 一般社団法人エネルギー情報センター 理事 一般社団法人エコマート運営委員会 委員 デナジー株式会社 取締役

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 高野 民治	当事業年度開催の取締役会13回及び、監査役会2回の全てに出席し、上場会社の経営陣としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 市橋 保男	当事業年度開催の取締役会13回及び、監査役会2回及び、監査等委員会10回の全てに出席し、事業会社経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 花岡 裕之	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、監査役会2回の全て、監査等委員会10回のうち8回に出席し、豊富な行政経験と見識から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 安田 博延	平成27年6月26日就任以降に開催の取締役会11回及び、監査等委員会10回の全てに出席し、司法分野における豊富な経験及び見識ならびに弁護士としての専門的知見及び経験から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 江田 健二	平成27年6月26日就任以降に開催の取締役会11回及び、監査等委員会10回の全てに出席し、経営コンサルタントとしての豊富で幅広い経験と知識から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数の他、会社法第370条及び定款第24条の規定に基づき取締役会があったものとみなす書面決議が10回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

アスカ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	10,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の間を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の執行状況等に留意し、毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善ならびに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。なお、当社は、平成27年12月22日開催の取締役会の決議において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しております。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
- ②「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
- ③取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
- ④「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
- ⑤取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
- ⑥内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
- ⑦内部統制監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
- ⑧反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検

索性の高い状態で保存・管理する。

- ②取締役又は監査等委員である取締役が常時間覧できるような状態で保管・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
- ②各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する。
- ③新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
- ④内部統制監査室は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ①取締役会は原則月 1 回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ②職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
- ③取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
- ④情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は単体企業であるため該当事項はありません。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、

監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

- ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。

(7)取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
- ②内部統制監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
- ③監査等委員会から求めがあった場合には、取締役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
- ④監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
- ⑤監査等委員会に直接間接を問わず報告又は通報を行った者に対して、当該報告又は通報を行ったことを理由として、人事上その他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内にて周知徹底する。

(8)監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
- ②会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
- ③監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
- ④監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率

性に留意するものとする。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
- ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
- ③ 監査等委員会は、会計監査人及び内部統制監査室と、会社の監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における具体的な運用状況のうち内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

（監査等委員会による監査等）

当社は、平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、取締役会に対する監査・監督機能を強化し、経営の透明性と客観性を確保することを目的に、監査等委員会設置会社に移行しました。

原則として月1回開催される監査等委員会において、内部統制監査部門から監査報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報および意見の交換を行っております。

監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監督を行っております。また、原則として月1回開催される監査等委員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く）、主要管理職に出席を求め、当社の経営および事業に関する情報および意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実施できる体制を実現しております。

会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告および会計監査結果報告を受領し、適宜情報および意見の交換を行っております。

(コンプライアンス)

当社は、監査等委員である取締役を含む全取締役および関連部署従業員の出席によるリスク・コンプライアンス委員会を半期に1回開催し、当社の経営および事業活動に関連する法令、規制、ガイドライン、社会的規範等の変化、当社に向けられた社会的要請に適応すべく、社内の体制、規程等を見直し、しかるべく対策を実施しております。また、新規事業の取組み等に際しては、取締役会において法的リスクへの対応を含めたコンプライアンスについても討議を行い、関連部署に対ししかるべき指示を行い、その対応状況について報告をさせております。

コンプライアンスの重要性につき役員および従業員に対し周知徹底し、コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図っております。

(リスク管理)

当社は、事業構造、社内外の環境の変化等に適切に対応すべく、リスク・コンプライアンス委員会および取締役会において、チェックリストに照らして事業活動に重大な影響を及ぼすリスクを把握し、リスク評価をもとにリスク管理策を決定し実行しております。また、リスク対応策の実施状況の報告を受け、当該策の有効性を評価し適宜見直しを行っております。

VII. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識し、将来の事業拡大と経営体質強化に向けた設備投資、研究開発などの成長投資に必要な内部留保を確保しつつ、収益状況や今後の見通し、配当性向等を総合的に勘案し、安定した配当の継続を行うことを基本方針としております。

なお、当事業年度につきましては、1株につき1円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

今後とも株主の皆様のご期待に沿うべく努力してまいります。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,540,972	流 動 負 債	431,667
現金及び預金	1,160,560	買 掛 金	189,376
売 掛 金	120,023	短 期 借 入 金	130,000
商 品 及 び 製 品	216,321	一年内返済予定の長期借入金	10,068
仕 掛 品	503	リ ー ス 債 務	619
前 払 費 用	8,705	未 払 金	6,721
立 替 金	511	未 払 費 用	27,982
繰延税金資産	31,613	未 払 法 人 税 等	34,767
そ の 他	2,864	未 払 消 費 税 等	23,914
貸 倒 引 当 金	△131	未 払 配 当 金	244
固 定 資 産	58,510	預 り 金	7,973
有形固定資産	12,359	固 定 負 債	9,082
建 物	3,797	長 期 借 入 金	6,372
車 両 運 搬 具	4,854	リ ー ス 債 務	2,710
工具、器具及び備品	377	負 債 合 計	440,750
リ ー ス 資 産	3,330	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	3,562	株 主 資 本	1,155,347
ソフトウエア	3,562	資 本 金	326,652
投資その他の資産	42,588	資 本 剰 余 金	346,150
投資有価証券	0	資 本 準 備 金	346,150
関係会社株式	10,000	利 益 剰 余 金	500,545
出 資 金	100	その他利益剰余金	500,545
長期預金	11,000	繰越利益剰余金	500,545
敷金及び保証金	21,488	自 己 株 式	△18,000
固定化営業債権	0	新 株 予 約 権	3,385
固定化債権	86,025	純 資 産 合 計	1,158,732
貸 倒 引 当 金	△86,025	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,599,483
資 産 合 計	1,599,483		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,337,180
売 上 原 価		5,431,988
売 上 総 利 益		905,192
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		559,940
営 業 利 益		345,252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	101	
受 取 配 当 金	8	
違 約 金 収 入	6,000	
雑 収 入	84	6,194
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,985	
支 払 手 数 料	12,557	
株 式 交 付 費	197	
新 株 予 約 権 発 行 費	1,767	
雑 損 失	211	18,719
経 常 利 益		332,727
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11,004	11,004
税 引 前 当 期 純 利 益		343,732
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36,578	
法 人 税 等 調 整 額	11,503	48,082
当 期 純 利 益		295,649

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	その他利益剰余金
			繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	324,747	344,245	227,491
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	1,905	1,905	
剰 余 金 の 配 当			△22,596
当 期 純 利 益			295,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当 期 変 動 額 合 計	1,905	1,905	273,053
当 期 末 残 高	326,652	346,150	500,545

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△18,000	878,483	—	—	878,483
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		3,810			3,810
剰 余 金 の 配 当		△22,596			△22,596
当 期 純 利 益		295,649			295,649
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			—	3,385	3,385
当 期 変 動 額 合 計	—	276,863	—	3,385	280,249
当 期 末 残 高	△18,000	1,155,347	—	3,385	1,158,732

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品

個別法

②仕掛品

個別法

③貯蔵品

個別法

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

10年～15年

車両運搬具

2年～5年

工具、器具及び備品

5年～10年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

販売見込期間（3年）における見込販売収益又は見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支払時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,058千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 508千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式(株)	7,544,100	30,226,400	—	37,770,500

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

新株予約権行使による増加	10,000株
株式分割(1株を5株に分割)による増加	30,216,400株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加	当期減少	当事業年度末
普通株式(株)	12,000	48,000	—	60,000

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

株式分割(1株を5株に分割)による増加	48,000株
---------------------	---------

3. 新株予約権等に関する事項

決議	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成27年7月30日取締役会	普通株式	900,000株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,596	3	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	37,710	1	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	316,525千円
貸倒引当金	28,244千円
投資有価証券評価損	36,044千円
その他	6,855千円
小計	387,669千円
評価性引当金	△356,056千円
繰延税金資産合計	31,613千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、前事業年度の32.3%から、平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に変更となります。

また、欠損金の繰越控除制度については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の60%、平

成29年4月1日以後に開始する事業年度からは、その繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の55%、が控除限度額となりました。なお、平成30年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金の繰越控除限度額は、引き続きその繰越控除をする事業年度の繰越控除前の所得の金額の50%となります。

その結果、繰延税金資産は1,526千円減少し、当事業年度に計上する法人税等調整額は1,526千円増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本の安全性を第一とし、流動性、収益性、リスク分散を考慮した運用を行うものとしております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務等は、ほとんどが翌月現金及び預金にて支払っております。敷金及び保証金は、主に当社事務所等使用であり賃貸契約に伴うものであります。借入金は、主に営業取引に係る運転資金であり、流動性リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

稟議規程等に従い、営業債権等については管理部門が定期的にモニタリングを行い、顧客毎に残高を把握し管理を行っており、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めリスクの軽減を図っております。

②流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。ただし、重要性が乏しいものは省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,160,560	1,160,560	—
(2) 売掛金	120,023		
貸倒引当金(※)	△131		
	119,892	119,892	—
(3) 長期預金	11,000	11,000	—
(4) 敷金及び保証金	21,488	21,488	—
(5) 固定化債権	86,025		
貸倒引当金(※)	△86,025		
	—	—	—
資産計	1,312,941	1,312,941	—
(1) 買掛金	189,376	189,376	—
(2) 短期借入金	130,000	130,000	—
(3) 未払金	6,721	6,721	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	16,440	16,501	61
負債計	342,537	342,598	61

(※)貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金及び預金、並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期預金

時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

賃貸期間の短い契約のため影響額に重要性がなく無金利であるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 固定化債権

回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式、関係会社株式、出資金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

１株当たり純資産額	30円64銭
１株当たり当期純利益	7円84銭

(注) 平成27年８月１日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社リミックスポイント
取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 大 丸 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 石 渡 裕一朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リミックスポイントの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

株式会社リミックスポイント 監査等委員会

監査等委員 市 橋 保 男 ㊞

監査等委員 花 岡 裕 之 ㊞

監査等委員 安 田 博 延 ㊞

監査等委員 江 田 健 二 ㊞

以 上

- (注) 1. 監査等委員 市橋保男、花岡裕之、安田博延、江田健二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当社は平成27年6月26日開催の第12期定時株主総会の決議により、平成27年6月26日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成27年4月1日から平成27年6月26日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

メ 毛 欄

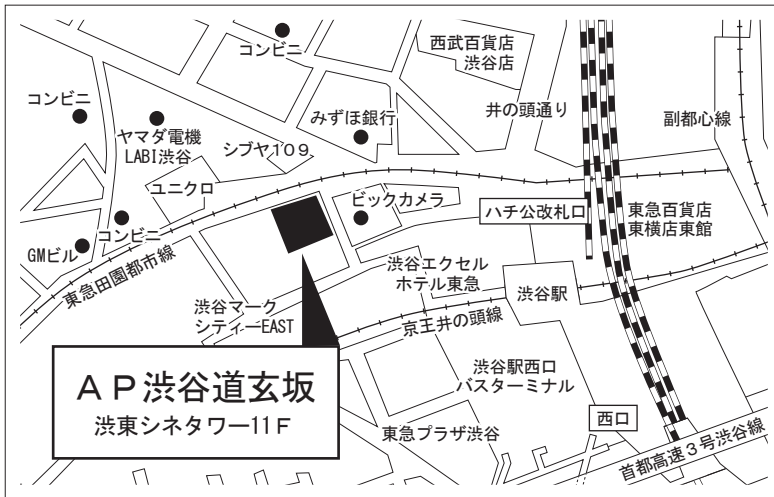
[illegible]

メ 毛 欄

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂二丁目 6 番17号
渋谷シネタワー11階
A P 渋谷道玄坂 G、H、I ホール
電話 03 (5428) 6849



●交通のご案内

JR各線「渋谷駅」ハチ公改札口より徒歩約1分
東急各線、東京メトロ各線「渋谷駅」2番出口直結
京王井の頭線「渋谷駅」より徒歩約1分